

用語の解説

あ行	
アクセントカラー	外壁に表情をつける場合などで、外壁各面の1/5以下の範囲に用いる色彩のこと。
意匠	物品の外観に関するデザインのこと。
インフラ施設	産業や生活の基盤として整備される施設のこと。道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設などが該当する。
NPO（エヌ・ピー・オー）法人	Non-Profit-Organization の略。不特定かつ多数のものの利益の増進に貢献する活動を、自発的に継続して行うグループや団体のこと。「民間非営利組織」とも呼ばれる。
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭和63年に制定された、美しい県土を守り育てるため、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化に関し、大分県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な地区の指定、行為の指導等を定めた条例。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
屋外広告物条例	良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について適正な規制や誘導を行うための必要なルールを定めた条例。
か行	
杵築市景観条例	景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例。
協働	市民、コミュニティ、NPO、ボランティア団体、企業等と行政が相互に理解・尊重しながら共通の目的を達成するために連携・協力すること。
景観協議会	景観法で定められた景観計画区域において良好な景観形成を進めるのに必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等が協力し合って協議を行い、景観に関するルールづくりを行う機関のこと。

景観計画	景観法に基づき、景観形成を進めるための基本的な計画のこと。計画対象となる範囲や良好な景観形成のための方針、届出の基準などのルールを定める。
景観計画区域	景観計画の定める景観形成を推進する区域で、現在ある良好な景観を大切にしながら、建築物の建築等の行為の制限を行い、緩やかな規制誘導を行う区域のこと。
景観行政団体	景観形成の方向を検討して景観計画を立案し、住民を含めた景観形成・保全体制を構築して制度を運用するなど、景観法を背景に良好な景観形成を計画的に進めていくことができる都道府県及び市町村のこと。
景観重要建造物	景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）のこと。
景観重要樹木	景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木のこと。
景観整備機構	景観法に基づき、住民主導の持続的な景観形成の取組みを支援するため、NPO 法人や公益法人で景観行政団体の長から指定されたもの。 主な業務として、景観形成に関する情報提供、相談、その他の援助、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などを行う。
景観法	平成 16 年に制定された、日本の都市、農産漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれている。
さ行	
沈み橋	欄干を設けず、河川の増水時には水没する沈下橋のこと。
自然公園法	昭和 32 年に制定された、優れた自然の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の 3 種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定した法律。
視点場	対象を眺める場所、位置のこと。
総合計画	自治体の全ての計画の基本となり、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画のこと。

た行	
多自然型川づくり	河川の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生育環境や美しい自然景観に配慮し、美しい川の保全あるいは創出を図る事業の実施手法のこと。
地域地区	都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、一体的かつ合理的な土地利用を実現するために定める地域、地区、街区のこと。
地区計画	都市計画法に基づき、ある一定の地区を対象に、実情にあったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度のこと。
都市計画区域	都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。原則として都道府県が指定する。
都市計画法	昭和43年に制定された、都市計画の基本となる法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として、都市計画区域、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業など都市計画の内容とともに、決定権限と手続き、開発許可、都市計画制限、都市計画事業などに関する事項を規定する。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。将来像を実現するため、土地利用や都市施設等の施策を明らかにするもの。
都市緑地法	昭和48年に制定された、良好な都市環境の形成を図るため、都市の緑地の保全と緑化の推進に関して総合的に規定する法律。
な行	
法面	地山の掘削、盛土などにより作られる人工斜面のこと。
は行	
文化財保護法	昭和25年に制定された、文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界の文化の進歩に貢献することを目的とする法律。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所のこと。

ら行	
ランドマーク	地域の目印や象徴となっている山や橋、記念碑や塔、建造物等のこと。
ルーバー	目隠しのために設置する羽板のこと。羽板の向きを調節して雨や日光を遮ることができる。
連坦	区画をまたいで、建築物や街区がつながっていること。
六郷満山	国東半島のほぼ中央にそびえる両子山（ふたごさん）から放射状に伸びる谷筋に沿って、武蔵（むさし）、来縄（くなわ）、国東（くにさき）、田染（たしづ）、安岐（あき）、伊美（いみ）の6つの郷が開かれた地における、天台宗寺院全体の総称のこと。